

健康経営優良法人2023（中小規模法人部門）申請に係るQ & A

令和4年8月30日掲載

| 申請書の訂正 ※8/29以降、最新の修正済みの申請書をダウンロード可能です。 | | | |
|--|-----------------------------|--|--|
| ●申請書の入力制御に関する修正 | | | |
| 8月30日 New ! | 申請内容 記載表シート | Q4. SQ1.【入力制御】 Q2bで「3. サービス業」、「4. 製造業その他」と回答した場合に、従業員規模では「大規模法人に該当」であっても、資本金または出資金額にて「中小規模法人部門」に申請したい場合、Q4SQ1の回答欄がグレーになってしまう。 | Excellによる制御を修正し、上記条件であっても「資本金または出資金額」が入力できるようになりました。ただし、修正前の申請書でも「資本金または出資金額」のグレー部分に記入・申請が可能です。 |
| 8月30日 New ! | 認定基準適合書 & 申請にあたって保存すべき資料シート | 3.制度・施策実行 ④管理職・従業員への教育 「申請内容記載表シート」Q14で、選択肢1～4の実施と、5の実施両方を行っている、正しく判定されず、「未回答」となってしまう、総合の判定結果も「未回答あり」となる。 | 簡易判定式を修正し、「申請内容記載表シート」Q14の入力内容が正しく反映されるようにしました。ただし、修正前の申請書でも申請自体は可能です。 |
| ●申請書の誤植等 | | | |
| 8月30日 New ! | 記入方法シート | 回答データの使用用途 | 誤) 「- 健康経営優良法人および健康経営銘柄の選定・審査」 正) 「- 健康経営優良法人（中小規模法人部門）の審査・認定」 |
| 8月30日 New ! | 記入方法シート | 回答データの使用用途 | 誤) 「- 調査結果全体集計データの公表」 正) 「- 申請内容の全体集計データの公表」 |
| 8月30日 New ! | 設問の設置趣旨等 シート | 【3-1-4】 ③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施 適合基準 | 誤) 「なお、ストレスチェックの実施者は医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士もしくは公認心理士である必要がある。」 正) 「なお、ストレスチェックの実施者は医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士もしくは公認心理士である必要がある。」 |
| 8月30日 New ! | 認定要件等シート | ブライツ500認定要件 | 誤) 「（「適合項目数」「自社からの発信状況」「外部からの依頼による発信状況」「健康経営のPDCAに関する取り組み状況」「経営者の関与の度合い」を3:2:1:3:1のウエイトで配点し、上位法人を算出します。）」 正) 「（「適合項目数」「自社からの発信状況」「外部からの依頼による発信状況」「健康経営のPDCAに関する取り組み状況」「経営者・役員との関与の度合い」を3:2:1:3:1のウエイトで配点し、上位法人を算出します。）」 |
| 8月30日 New ! | 申請内容記載表 シート | 回答ルールについて【用語定義】表 | 誤) 経営トップ 正) 経営者 誤) 経営者・役員 正) 役員 |
| 8月30日 New ! | 申請内容記載表 シート | Q7. SQ1. 設問文 | 誤) ★SQ1.（Q7で「2.受診していない」とお答えの場合）受診していない理由をお答えください。（いくつでも） 正) ★SQ1.（Q7で「2.受診していない」とお答えの場合）受診していない理由をお答えください。（1つだけ） |
| 8月30日 New ! | 申請内容記載表 シート | Q13. 注意事項 | 誤) ◆ストレスチェックの実施者は医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士もしくは公認心理士である必要があります。 正) ◆ストレスチェックの実施者は医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士もしくは公認心理士である必要があります。 |
| 8月30日 New ! | 申請内容記載表 シート | Q13. 選択肢1 | 誤) 労働安全衛生法に定められたストレスチェックについて、労働者が50人未満の事業場を含む全ての事業場で、適切な者（医師、保健師または厚生労働省が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士もしくは公認心理士）か 正) 労働安全衛生法に定められたストレスチェックについて、労働者が50人未満の事業場を含む全ての事業場で、適切な者（医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士もしくは公認心理士）がストレス実施者として実施している |
| 8月30日 New ! | 申請内容記載表 シート | Q20. 選択肢1 | 誤) 産業医、保健師、管理栄養士、看護師、地域産業保健センター等による保健指導を実施した 正) 産業医、保健師、地域産業保健センター等による保健指導を実施した ※こちら8/23以前に申請書ファイルをダウンロードした法人の皆様は最新ファイルの再ダウンロードし、記入・申請をお願いします。 |
| 8月30日 New ! | 申請内容記載表 シート | Q43. 設問文 | 誤) 従業員のヘルスリテラシー向上のために、健診情報等を電子記録として活用するための取り組みを行っていますか。（いくつでも） 正) 従業員のヘルスリテラシー向上のために、健診情報等を電子記録として活用するための取り組みを行っていますか。（いくつでも） |
| 8月30日 New ! | 申請内容記載表 シート | 認定基準適合状況を確認できる個所の記載 | 誤) 認定基準適合状況については、「認定基準適合書 & 申請にあたり保存すべき資料」シートのAC～AD列「認定基準適合状況簡易評価」で簡易に確認できます。 正) 認定基準適合状況については、「認定基準適合書 & 申請にあたり保存すべき資料」シートのAC～AD列「認定基準適合状況簡易評価」で簡易に確認できます。 |
| 8月30日 New ! | 認定基準適合書 & 申請にあたって保存すべき資料シート | ■申請にあたって保存すべき資料等 | 誤) 健康経営優良法人の認定審査に際し、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会から追加的な確認を行う場合があります。当調査でご回答いただいた各項目の取り組みを説明できる資料を、申請期間最終日から2年間保存し、当該資料の提出を求められた場合には速やかにご対応いただきますようお願いいたします。 正) 健康経営優良法人の認定審査に際し、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会から追加的な確認を行う場合があります。当申請でご回答いただいた各項目の取り組みを説明できる資料を、申請期間最終日から2年間保存し、当該資料の提出を求められた場合には速やかにご対応いただきますようお願いいたします。 |

| | | | |
|---------------|-----------------------------|------------------------------|---|
| 8月30日 New! | 認定基準適合書 & 申請にあたって保存すべき資料シート | 3. 制度・施策実行 ② 受診勧奨に関する取り組み | 誤) がん検診等の任意健診の受診を促す社内向けチラシ・メール等の記録 等 正) がん検診等の任意 検診 の受診を促す社内向けチラシ・メール等の記録 等 |
| 8月30日 New! | 認定基準適合書 & 申請にあたって保存すべき資料シート | 3. 制度・施策実行 ⑩ 運動機会の増進に向けた取り組み | 誤) 運動機会の増進に関する費用補助等を実施していることを資料 等 正) 運動機会の増進に関する費用補助等を実施していることを 確認できる 資料 等 |

| 申請書に関するQ&A | | | |
|------------|--------|--|--|
| 更新日 | 項目 | 質問 | 回答 |
| 全体に関する内容 | | | |
| 8月22日 | ID発行 | ID発行サイトの登録で、部署名がブランクだと次に進めない。 | 便宜上、「本社」「健康経営担当」などを入力してください。 |
| 8月22日 | 全般 | 「健康経営優良法人2022」の認定を受けている法人も、今回の認定に申請する必要があるか。 | 「健康経営優良法人」の認定期間は約1年間であり、「健康経営優良法人2022」認定期間は2023年3月31日までとなっています。そのため、「健康経営優良法人2022」に認定されている法人も、2023年4月以降も認定を受け続けるには、「健康経営優良法人2023」に申請が必要です。 |
| 8月22日 | 申請方法 | ファイルのアップロードのやり直しはできるか。 | 可能です。最後にアップロードされたファイルを申請書として受け付けます。 |
| 8月22日 | 申請方法 | ファイルのアップロード後にアップロード完了の連絡はもらえるか。 | アップロード完了後、画面に「受付完了」と表示されますが、アップロード直後にメール・電話等で受付完了の連絡はしていません。ただし、ファイルの受領確認メールは、10月26日(水)中(回答締切の3営業日後)にご担当者メールアドレス宛にお送りします。メールが10月27日(木)になっても届かない場合は、事務局にお問い合わせください。 |
| 8月22日 | 申請方法 | 申請にあたり、行政書士などが業として申請代行することは可能か。 | 本申請書は代理作成を認めていないため、申請者本人がご記入の上ご提出ください。 |
| 8月22日 | 申請法人種別 | 法人格の無い任意団体や個人事業主等は申請できるか。 | 法人格がない場合は申請できません。申請にあたっては、①国内法に基づく法人であり、②国税庁から法人番号が付与されていることが必要です。 |
| 8月22日 | 申請法人種別 | 代表者一人のみの法人は申請できるか。 | 「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することとしておりますので、当該趣旨を鑑み、代表者1人のみ(従業員が0人)の法人は申請しても認定されません。 |
| 8月22日 | 評価項目全体 | 制度としては存在するものの、対象者が今まで発生していない為、実際の適用例がないものについてはどのような扱いになるのか。(例えば、生理休暇の制度はあるものの、女性従業員がいない為実施例が無い、など) | 評価項目にもよりますが、実績がない場合でも、組織として適合基準に対応する制度の創設や環境の整備を行っている場合は評価の対象となります。ただし、「項目番号3-2-1:④管理職・従業員への教育」のように制度整備に加えて、実績が必須となっている項目があります。各項目の詳細をご確認ください。 |
| 8月22日 | 認定要件 | 表のandとorの意味が分からない。 | andは両方実施していることが条件で、orはいずれか実施していることが条件です。 |
| 8月22日 | 認定要件 | エビデンス資料としてどのようなものを保管すべきか。 | 特に形式の指定はありません。紙媒体でも、電子ファイルでも構いません。具体的に保管すべき資料の例は「健康経営優良法人2023(中小規模法人部門)認定基準適合書&申請にあたって保存すべき資料等」を確認ください。 |
| 8月22日 | 認定要件 | 設問で⇒「評価項目不適合」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。 | 評価項目不適合とは、認定要件に対する記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。必須項目が不適合の場合は不認定となりますが、選択項目が不適合の場合であっても他の認定要件を満たせば認定要件を満たします。 |
| 8月22日 | 認定要件 | 設問で⇒「Q●も非実施の場合、評価項目不適合」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。 | 「Q●も非実施の場合、評価項目不適合」とは当該設問及びQ●の両設問が不適合となった場合、評価項目不適合となるものです。また、評価項目不適合とは、認定要件に対する記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。 |
| 8月22日 | 認定要件 | 設問で⇒「健康経営優良法人不認定」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。 | 当該設問は必須項目であるため、⇒「健康経営優良法人不認定」の選択肢を選択した場合、不認定となります。 |
| 8月22日 | 認定要件 | ★マークのついていない設問は回答しないと不認定になるか。 | ★マークのついていない設問は、回答の有無や内容は認定の可否に一切影響いたしません(Q1~4 は除く)、全ての設問に回答ください。 |
| 8月22日 | 誓約事項 | 誓約事項の誓約者(法人の代表者名)に役職の記載は必要か。 | 役職等は不要です。氏名だけで構いません。 |

| 個別の設問に関する内容 | | | |
|----------------|----|--|--|
| 8月22日 | Q6 | 自治体と保険者が共同で「健康宣言」事業を運営している場合は、どの選択肢を選択したらよいのか。 | 自治体と保険者が共同で健康宣言事業の場合、自治体独自の健康宣言事業ではなく保険者で実施する健康宣言事業に参加している扱いになります。そのため、選択肢「1 申請日時点で加入している保険者が実施する健康宣言事業に参加している」を選択ください。 |
| 8月30日 New ! | Q9 | 健診機関から保険者に直接データ提供を行っており、データの形式を把握していない。 | <p>定期健康診断（事業主健診）のデータについて、一般的には、健診機関から保険者に提供している場合にはXML形式（選択肢1）、事業主から直接、保険者に提供している場合にはCSV形式等（選択肢2）に該当すると考えられます。</p> <p>【全国健康保険協会（協会けんぽ）加入者の方】 協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を利用されている場合には、CSV形式等（選択肢2）に該当します。 協会けんぽが定める「事業者健診データの取得に関する指針」では、電子媒体の提供方法を、XML形式・CSV形式と定めています。事業主から直接協会けんぽに対して定期健診データをXSLM形式（エクセル）で提供している場合は、「選択肢3：1または2以外の形式（pdf形式や紙媒体など）でデータ提供済み」を選択ください。</p> <p>【全国土木建築国民健康保険組合加入者の方】 加入事業者での健康診断の主な実施方法が、全国土木建築国民健康保険組合の費用補助を利用した健診の場合は、健診機関から全国土木建築国民健康保険組合あてのデータ提供は、原則XML形式での提供となりますため、選択肢1に該当します。</p> |